

次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和 5 年 6 月 30 日

奈良県知事 山下 真

第 1 公募に付する調達の内容

1 業務名

令和 5 年度デジタル関係展示会運営等業務委託

2 委託内容

県民及び県内中小企業等を対象としたデジタルソリューションの展示会・体験会に関する会場の借り上げ、設営などの運営等業務を委託します。

詳細は仕様書等によります。

3 委託上限額

39,996,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約日から令和 6 年 3 月 15 日（金）まで

第 2 公募に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q5①役務の提供（広告・イベント業務）」に登録がある者であること。
- (4) 平成 30 年度から令和 4 年度の過去 5 年間（平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）において、国又は地方公共団体（協議会等を含む。）を相手方として同種類似業務の企画・演出・運営業務の契約を 2 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。

第 3 欠格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「第2 公募に参加する者に必要な資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

第4 手続等

- 1 説明書等の交付場所、参加申込書及び企画提案書等の提出先、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 総務部 デジタル戦略課 プロジェクト推進係

電話番号（直通）：0742-27-7003

- 2 説明書の交付方法等

- (1) 交付方法

ア 1 に示す場所における交付

イ 奈良県総務部デジタル戦略課のホームページからのダウンロード

- (2) 交付期限

公募開始日から令和5年7月24日まで（(1)のアに示す方法による場合は、日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）に限ります。）

- 3 質問の受付

説明書に示すところによります。

- 4 参加申込書、企画提案書等の提出期限

説明書に示すところによります。

第5 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当する者である場合は免除します。

3 契約書作成の要否

要します。

4 受託者の決定方法

提出のあった提案書等について、選定委員会の審査により、最も優秀な提案を行ったものを選定します。

5 契約の不締結

受託者決定後、契約締結までの間に、受託者について次に掲げる(1)から(7)までのいずれかに該当する事由が生じ、又は該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 受託者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受託者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該

当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

6 契約の解除

契約締結後、契約者について5の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、5の(1)、(3)、(4)及び(5)中「受託者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加に係る費用は、事業者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しません。
- (3) その他詳細は、説明書及び仕様書によります。